

第146号議案 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

目次

長崎市火災予防条例の一部を改正する条例の概要・・・1ページ

長崎市火災予防条例新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・2ページ



5 長崎市火災予防条例新旧対照表

現 行	改正案
<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 第3条～第15条 (略) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、 消防長が指定する日本工業規格に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章の2～第9章 (略)</p>	<p>目次 (略)</p> <p>第1章～第2章 (略)</p> <p>第3章 第3条～第15条 (略) (避雷設備)</p> <p>第16条 避雷設備の位置及び構造は、 消防長が指定する日本産業規格に適合するものとしなければならない。</p> <p>2 (略)</p> <p>第3章の2～第9章 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u> <u>この条例は、平成31年7月1日から施行する。</u></p>